

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」(「事務ガイドライン」)

現 行	改 正 後
<p>第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係</p> <p>2 投資信託委託業者の監督に当たっての留意事項</p> <p><u>2 - 1 2 営業報告書等</u> (略)</p> <p>2 - 1 2 - 2 投資信託委託業者営業報告書簿 法第37条第2項に規定する営業報告書の縦覧は以下により取り扱うものとする。 (1) 営業報告書簿は、営業報告書の写しの、規則別紙様式第8号により作成する。 (2) 営業報告書簿は、公衆の縦覧に供するとともに、<u>縦覧申請者に2 - 別紙1による投資信託委託業者営業報告書簿縦覧申請書の所定事項の記入を求めるものとする。</u> (3) <u>営業報告書簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、金融庁長官が指定する時間内とする。ただし、登録簿の整理その他必要がある場合には、縦覧日又は縦覧時間の変更並びに縦覧の停止又は拒否をすることができる。</u> (4) <u>営業報告書簿は、金融庁長官が指定する縦覧場所以外に持ち出させてはならない。</u></p> <p><u>2 - 別紙1</u></p>	<p>第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係</p> <p>2 投資信託委託業者の監督に当たっての留意事項</p> <p><u>2 - 1 2 営業報告書等</u> (略)</p> <p>2 - 1 2 - 2 投資信託委託業者営業報告書簿 法第37条第2項に規定する営業報告書の縦覧は以下により取り扱うものとする。 (1) 営業報告書簿は、営業報告書の写しの、規則別紙様式第8号により作成する。 (2) 営業報告書簿は、公衆の縦覧に供するとともに、<u>その手続きは金融庁閲覧窓口事務手続規則によるものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>